

令和6年度鳥獣被害防止運動実施要領

1 趣 旨

野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減対策を効果的に推進するため、水稻やさつまいもなどの収穫を迎える9月から10月を「鳥獣被害防止運動強化期間」として設定し、各種広報活動等を通じて、集落ぐるみの「寄せ付けない」取組の実践を推進する「鳥獣被害防止運動」を展開します。

2 期 間

令和6年9月1日(日)から令和6年10月31日(木)まで

3 主 催

鹿児島県

4 スローガン

秋から冬にかけて「えさ場」をなくすなど、鳥獣を「寄せ付けない」取組を集落ぐるみで実践しましょう！

5 取組事項

農地や集落内等での鳥獣の「えさ場」や「隠れ場所」をなくす取組の実践

6 運動の展開

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 県政広報番組(ラジオ)での放送
- (3) 推進資料などの配布